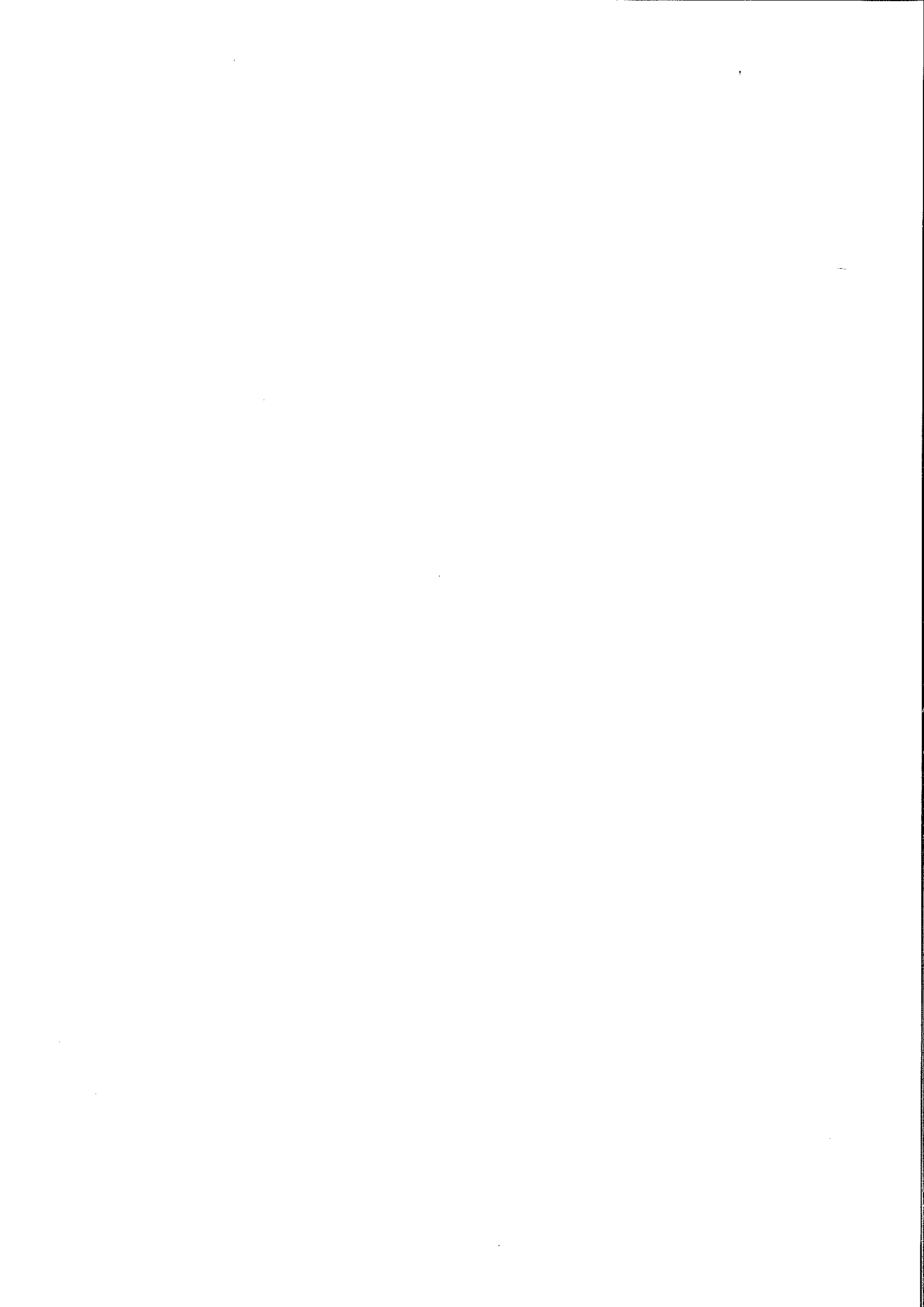


平成30年小田原市議会9月定例会

総務常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
小田原市ラグビー誘致委員会負担金について	企 画 政 策 課	1
小田原市ブロック塀等撤去費補助金について	防 災 対 策 課	3
COOL CHOICE推進事業費について	エ ネ ル ギ ー 政 策 推 進 課	4
小田原市斎場条例の改正について	環 境 保 護 課	5

平成30年 9 月 7 日



小田原市ラグビー誘致委員会負担金について

1 事業概要

- (1) オーストラリア代表チームが平成30年10月28日から同年11月3日まで、城山陸上競技場を練習場として事前キャンプを実施することとなり、その経費の一部を小田原市ラグビー誘致委員会が負担するため、市として同委員会に負担金を支出する。
- (2) 事前キャンプに必要な経費の費用負担については、宿泊費の50%をオーストラリア側が負担し、それ以外の経費は小田原市とヒルトン小田原が負担する。
- (3) 練習場となる城山陸上競技場については、平成30年8月に実施したラグビーポール基礎増設工事により片側5mのインゴール幅を確保した。反対側のインゴールについては、天然芝で仮設拡張を行う。

2 経費の内訳

項目	金額(千円)	摘要
宿泊費(50%負担)	3,500	
食事代	3,000	
トレーニング機器レンタル料	3,000	
天然芝仮設拡張	4,000	事前キャンプ終了後、公園施設で活用予定
移動費ほか	2,500	貸切バス、備品レンタル費用など
合計	16,000	

3 財源

スポーツ振興・教育環境改善基金

※地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)による民間企業からの寄附金を活用している。

4 これまでの取組

- (1) 小田原市ラグビー誘致委員会内に「プロモーション・交流部会」を設け、機運醸成、交流人口の拡大を図るための効果的な情報発信の方策や、合宿の際の選手と市民との交流事業等について検討を進めている。
- (2) 経済界では、小田原箱根商工会議所と在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所との交流がスタートしたほか、おしゃれ横丁商店会では「オージーフェア」を8月から10月までの間で毎月開催するなど、既に機運醸成に向けた動きが始まっている。

5 今後の事業展開

- (1) 小田原駅や市庁舎に横断幕や懸垂幕を設置するほか、街なかのにぼり旗の設置やポスターの掲示などを行い、歓迎ムードを高めていく。
- (2) 選手の等身大パネルを作成し、城址公園や小田原駅に設置することを検討している。
- (3) オーストラリア代表の専用ホームページを立ち上げ、関係する情報を集約して効果的な情報発信をしていく。
- (4) 合宿時には、歓迎セレモニーや市民との交流事業を実施するほか、選手などを取材してPR動画を作成していく。
- (5) 10月27日のブレディスローカップ（オーストラリア×ニュージーランド戦）については、パブリックビューイングを行う方向で調整をしている。

6 オーストラリア代表誘致に伴うさまざまな効果について

- (1) 世界のトップ選手のプレーを間近に見たり、選手と交流したりすることをきっかけとして市民が広くスポーツに興味・関心を持つことで、スポーツ振興や市民の健康増進につなげていく。
- (2) ヒルトン小田原には、ラグビーワールドカップ2019に向け、既にラグビー観戦を目的とした外国人ツアーの申込みがある。今後、SNSの活用などによる効果的な情報発信を行い、国内外でメディアに紹介される機会を増加させることで、更なる交流人口の拡大やシティーセールスにつなげていく。
- (3) 本件に併せて、ヒルトン小田原や本市のスポーツ施設の状況をホームページ等でPRしていく。
- (4) 学校訪問により、選手と子どもたちが交流して、「one for all、all for one」や「no side」などラグビーの精神を学ぶことで、健全な青少年育成に貢献する。
- (5) ラグビーオーストラリア代表のキャンプを契機に、ノーザンビーチ市との青少年交流だけでなく、ラグビーなどのスポーツ関係者との交流や経済的な交流など幅広い交流につなげていく。

小田原市ブロック塀等撤去費補助金について

1 目的

地震に強い安全なまちづくりを推進するため、平成3年度から危険な塀等の撤去を行う市民に対し、撤去に係る費用の一部について補助を行ってきた。申請件数の減少から平成28年度をもって補助制度を廃止したが、本年6月18日に発生した大阪府北部地震によるブロック塀倒壊被害を受け、市民の関心が非常に高まっていることから、次のとおり補助事業を実施する。

2 補助対象

道路、公共施設、私立の学校及び児童福祉施設に面する危険なブロック塀等を撤去する場合に、その撤去に係る費用の一部を補助する。

3 補助金額

塀等の長さ1mあたり10千円（限度額500千円）

※ただし、撤去に係る費用が補助金額より低い場合、撤去に係る費用を補助金額（千円未満切り捨て）とする。

4 予算額

10,000千円

5 申請期間（予定）

平成30年10月1日から同年12月28日まで

※平成31年度は当初予算での補助事業実施を予定しており、平成30、31年度の2か年の時限付き補助を予定している。

6 過去10か年の実績

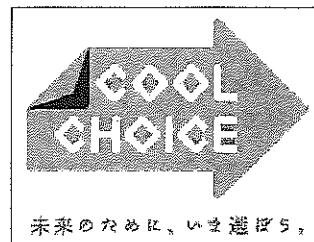
年度	補助件数	補助金額
平成19年度	12件	1,976千円
平成20年度	1件	255千円
平成21年度	4件	607千円
平成22年度	8件	812千円
平成23年度	4件	320千円
平成24年度	17件	1,749千円
平成25年度	11件	1,040千円
平成26年度	7件	536千円
平成27年度	5件	472千円
平成28年度※	16件	1,645千円

※平成28年度には、補助制度終了の旨を自治会の回覧で周知した。

COOL CHOICE推進事業費について

1 事業の経過及び目的

平成27年12月に採択されたパリ協定を踏まえ、国が掲げた2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で26%削減という目標を達成するためには、増加傾向にある一般家庭からの温室効果ガス排出量の削減が必要である。



そのため、平成28年5月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画においては、一人ひとりの様々な分野における取組の積み上げが重要であるとの認識のもと、国民運動「COOL CHOICE」を旗印に、温暖化への危機感を共有し、国民の積極的な低炭素型ライフスタイルへの転換を強力に促進している。

本市でも、小田原市地球温暖化対策推進計画やエネルギー計画で掲げる市内の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の更なる削減のためには、一般家庭での個々の取組が不可欠である。そこで、昨年度は観光イベントや各種メディアを通じた普及啓発事業を行い、幅広い層に対してCOOL CHOICEの認知向上を図ってきたところである。

本年度は、「省エネ住宅」をテーマにした啓発事業を実施することで、地域に低炭素型のライフスタイルを浸透させるとともに、市民一人ひとりの自発的で継続的な行動を促進することを目的にCOOL CHOICE事業を推進する。

2 予算額及び財源

予算額：4,413千円

財源：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 4,413千円

(地域と連携したCO2排出削減促進事業) ※環境省間接補助金(補助率10/10)

3 事業内容

(1) 省エネ住宅体験イベントの実施

市内民生家庭部門の温室効果ガス排出量の削減に向けて、省エネ住宅に関連するサービスを提供している事業者(工務店や設計事務所などの建築関連団体)と連携して、「うちエコ診断士の相談会」や「省エネ住宅(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の内覧会」などの体験型イベントを開催することで、消費者と事業者をつなげ、低炭素型のライフスタイルを浸透させるとともに、住宅の省エネ対策への行動を促進する。

イベントの実施にあたっては、結婚や子育てなど生活環境が変化し、住宅や家電製品を新たに取得する時期を迎える20代から40代までを主なターゲットとすることで効果の最大化を図る。

(2) 省エネ住宅啓発パンフレットの作成

住宅の省エネ化を促すため、断熱性能による光熱費の違いや省エネ住宅(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の事例などを掲載したパンフレットを作成し、省エネ住宅体験イベント等で配布することで、市民に対して、地球温暖化対策に資する低炭素型のライフスタイルを強く訴求する。

小田原市斎場条例の改正について

1. 使用料算出の根拠

小田原市斎場整備運営に係る事業契約金額等に基づき火葬1体当たりの経費を算出した。

(A)経費	(B)金額	(C)火葬件数 (見込み)	(D)1体当たり 経費(概算)
①維持管理運営経費 [15年間]	約25億5千万円	65,000件 (15年間)	39,000円
うち火葬業務に要する経費	約15億5千万円		※24,000円
②整備費	約31億5千万円	113,000件 (25年間)	28,000円
③その他の経費 (斎場事務広域化協議会経費、市債償還利子等)	約7億円	65,000件 (15年間)	11,000円
合計			78,000円

※2分の1の12,000円を大人(12歳以上)1体あたりの使用料として設定

2. 他団体の状況

神奈川県内の公営斎場使用料(平成30年3月31日現在)

(単位:円)

施設名称	供用開始	斎場使用料(大人)		直近改定時期 [改定前使用料]	
		市町内 居住者	市町外 居住者	市町内 居住者	市町外 居住者
かわさき北部斎苑	S57.4	※8,500	※72,000	H28.4 [※7,000]	H28.4 [※42,000]
かわさき南部斎苑	H16.5	待合室4,000	待合室12,000	待合室4,000	待合室12,000
横浜市北部斎場	H14.4				
横浜市久保山斎場	H7.12	※17,000	※57,500	H18.4 [※13,000]	H18.4 [※57,500 上限]
横浜市南部斎場	H3.9	待合室5,000	待合室7,500	待合室5,000	待合室7,500
横浜市戸塚斎場	S55.4				
相模原市営斎場	H4.10	6,000	54,000	H28.4 [0]	H28.4 [45,000]
横須賀市立中央斎場	H5.6	10,000	60,000	H27.4 [0]	H27.4 [50,000]
平塚市聖苑	H7.3	0	95,000	—	H12.4 [90,000]
藤沢聖苑	H3.6	10,000	80,000	H17.4 [0]	H3.6 [12,000]
茅ヶ崎市斎場	H5.5	0	80,000	—	H5.5 [6,000]
三浦市火葬場	S9.5	6,000	40,000	H18.4 [1,000]	H22.4 [15,000]
秦野斎場	S52.10	10,000 (H30.4~[11,000])	37,000 (H30.4~[73,000])	H25.4 [1,000]	H25.4 [30,000]
厚木市斎場	H24.4	10,000	70,000	H24.4 [0]	H24.4 [30,000]
大和斎場	H7.3	10,000	50,000	S57.4 [0]	H24.4 [30,000]
真鶴聖苑	H12.11	0	70,000	—	H12.9 [30,000]
愛川聖苑	H9.12	0	80,000	—	—

※火葬と別料金の1室分待合室使用料(囲み文字にて付記)を合算